

平成 28 年度 第 2 回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日時：平成 29 年 2 月 6 日（月） 午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁 別館 2 階 会議室 C

●出席委員（8 名）

工藤会長、李澤副会長、小柳委員、松川委員、蒔田委員、高淵委員、新坂委員、中村委員

●事務局

加賀福祉部長兼福祉事務所長、豊川福祉部次長

【高齢福祉課】小橋高齢福祉課長、原地域包括支援センター所長、松浦高齢福祉 G L、
江渡主幹、竹井主幹、

原所長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>開会の前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料はご覧のどおり 1 部だけで、表紙と名簿のほかに、資料 3 ページまでございます。もし不備がございましたら手を挙げてお知らせください。</p> <p>それでは皆さんおそろいですので、ただいまより、平成 28 年度第 2 回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日は、8 人全員ご出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事の進行は、工藤会長にお願いいたします。</p>
工藤会長	<p>皆さん、本当にものすごい天気の中、また、足元も悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。座らせていただきます。</p> <p>1 は、地域包括支援センター運営業務の外部委託について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
竹井主幹	<p>高齢福祉課の竹井と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、地域包括支援センター運営業務の外部委託についてご説明いたします。座って説明させていただきます。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>1、背景でございますが、平成 27 年度の介護保険制度改革におきまして、地域包括支援センターに係る人員基準等を定める条例の制定が義務付けられております。当市におきましても、国が示す基準をもとに、員数等を定めた条例を制定したところであります。</p> <p>この条例に定める配置基準を充足させるため、地域包括支援センターの出先機関となる市直営のサブセンターを設置いたしまして、社会福祉法人等から出向いただいた専門職の方を配置する形で職員の増員を図り、体制を強化してまいりました。</p> <p>当時より、3 年間のサブセンターの運営を経て、平成 30 年度から委託型のセンター</p>

に移行する予定で準備を進めてきたところでございます。

次に、2、平成30年度からの体制についてでございます。ここからは、図でお示した資料を3ページに添付しておりますので、そちらをご覧ください。

まず、現在の体制でございますが、A法人、B法人、C法人、D法人とありますように、各日常生活圏域に拠点を構えていらっしゃる社会福祉法人や医療法人などから、有資格者、いわゆる専門職の方1、2名の方に、市直営の地域包括支援センターに出向いただきます。その方を市職員として法人内に設置するサブセンターに配置いたしまして、担当圏域の業務を行っていただいております。

次に、平成30年度からの体制でございますが、地域包括支援センターの必要な業務を社会福祉法人や医療法人等に外部委託いたしまして、受託した各法人がその担当圏域において、独立した地域包括支援センターとしての役割を担います。市には、主に委託型センターの後方支援を行う基幹型地域包括支援センターの機能を残すことといたします。図についての説明は以上です。

1ページにお戻りください。

2、平成30年度からの体制についての3項目目、委託法人の選定方法ですが、市内12の日常生活圏域に1か所ずつ、12か所のセンターを設置する予定としておりまして、委託に当たりましては、公募により運営法人を選定することといたします。

次に、3、委託予定の業務でございますが、(1)介護保険法に規定する包括的支援業務として、総合相談支援業務、こちらは、高齢者等の相談を幅広く受け付けて、必要な支援につなげるものです。権利擁護業務は、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応などを行うものです。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、ケアマネジャーへの日常的個別指導や支援困難事例等への指導・助言などを行うものです。

(2)圏域ごとの地域ケア会議推進事業ですが、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図る会議等を開催するものです。

(3)第1号介護予防支援事業ですが、昨年10月から開始した総合事業の対象者に対するケアプラン作成などを行うものです。

(4)指定介護予防支援の事業ですが、要支援1及び2の方に対するケアプランの作成などを行うものです。

これらのほか、委託する事業につきましては、地域の高齢者の状況等も踏まえ、今後、詳細を検討してまいりたいと考えております。

次に、4、センターの人員配置でございますが、介護保険法施行規則及び当市で平成27年4月に制定した条例の基準によりますと、高齢者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき職員数につきまして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、これらに準ずる者も含みますが、それぞれ1人の3人とされております。この基準をもとに、当市の日常生活圏域内の高齢者人口に応じて必要な職員数を設定した場合、次のページの表のとおりとなります。

2ページをお開きください。

地区ごとの高齢者人口、高齢化率も併せて掲載しております。

7番目の東・大館地区と8番目の湊・白銀地区は、高齢者人口が7,000人を超えて

	<p>おりますので4人としております。12番目の南郷地区は、3,000人未満となっておりますが、介護保険法施行規則及び条例に基づきまして、2人という配置基準となります。残りの9地区は3人の配置基準となります。</p> <p>今後も、高齢者人口、高齢化率ともに上昇が見込まれておりますが、それに応じて配置基準人員も見直してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、5、公募・選定のスケジュールでございますが、平成29年7月下旬、公募要領、スケジュール等をホームページに掲載。8月中旬、公募説明会の開催。9月下旬、提案書等の必要書類の提出。11月中旬、プレゼンテーション、ヒアリング。その後、受託候補者の審査を行い、受託候補者を選定いたします。最終的には、本協議会の意見聴取を経て、決定することとなります。</p> <p>平成30年1月からは、諸手続、引継ぎ等を開始し、4月1日には委託契約の締結、委託地域包括支援センターの開所というスケジュールとなります。</p> <p>説明は以上となりますが、今回ご説明いたしました内容につきましては、現時点であくまでも予定でございます。</p> <p>詳細につきましては、今後、公募要領等を作成しながら検討することとなります。作成いたしました公募要領は、来年度開催する本協議会におきましてご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
工藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。3年間の準備期間において、平成30年度から12生活圏域で地域包括支援センターをオープンするというところでございます。このことについて、何か委員の方々、ご意見ございますでしょうか。</p>
李澤委員	<p>4番のセンターの人員配置ですけれども、職員数ですね、これらに準ずる者というのは、あくまでも保健師だけですね。準ずる職員、含むと書いてありますけれども。</p>
原所長	<p>はい、お答えいたします。保健師も準ずる者という条件がございまして、地域ケア、それから、地域保健等に関する経験のある看護師、准看護師は含まないということになっております。</p>
工藤会長	<p>他にございますでしょうか。</p>
高淵委員	<p>民児協の高淵です。この包括支援センター並びにサブセンターができた頃ですね、当初は、変な言い方になるかもしれませんが、裏に社会福祉施設があって、その場所でセンターがあったんですね。対象者は、営業と何かしらくつついているんじゃないかという、そういう意見があったんですね。そこで僕らは、どういうふう为民児協でやったかという、ここはサブセンター、あくまでも八戸市の支所だよと、支所のお仕事しているんだよということで進めてきて、それが定着した形になったんですけども、今度こういう、公募してやると、この今、表にある1から12の地区名書いてありますが、こうなってるサブセンターあるわけですけども、これがイコール各法人になってしまう。懸念するのは、また、そっちにいくんじゃないかというか、心配があったので、例えば、ここやっている1から12の地区名のサブセンターがそのまま公募でなれば、すんなりそういうふうでしょうけど、ただ、公募ですから、どこへどういうふ</p>

	うな形で入ってくるかわかりませんので、そこでまた、民生委員側からみると、前 のときの心配事ができる可能性がちょっとあるなど今思ってね。参考までです。
工藤会長	各運営している法人が、サブセンターも、包括支援センターもやると、そこで客観 的な立場がとれなくなるんじゃないかという懸念でございますか。いかがなものでし ょう。
小橋課長	そのへんは、結果を見てみなければならぬし、競合するところもあるかも知れま せんけれども、看板の掛け方についてどうしようかと、そこは検討しているところ でございます。ただ、なかなかこの業務というのは非常に難しい業務ですね、そう簡 単にはなかなかできない部分かなど。また、併せて、サブセンターの業務もかなり の量がございまして、合わせてやってつながるか、できるかどうかですが、いわゆる 客観的に見てわかるように、受託事業でやっているというのがわかるような看板の掲 げ方を検討していきたいと思っています。以上です。
高淵委員	例えば、八戸市委託、何とか、とかね。あるいは、チラシなんかも、八戸市委託、 何とか、八戸市委託というのが大きくぱっとでると住民の皆さんは安心感がある。ま あ、参考です。
工藤会長	事務局のほうで、よろしく申し上げます。 他にございませんでしょうか。 他にないようですので、それでは(1)について終了したいと思います。その他何かご ざいますか。事務局から、委員の方々から。よろしいですか。 それでは、何もないようですので、以上で本日の議事を全て終了させていただきます。 事務局から連絡事項をお願いいたします。
小橋課長	ご審議いただきまして大変ありがとうございました。今年度の協議会は今回をもち まして終了の予定となっております。本日は大変お忙しい中、審議いただきまして 大変ありがとうございました。
原所長	それでは、これをもって、平成 28 年度第 2 回八戸市地域包括支援センター運営 協議会を閉会いたします。